

タイトル	A. Hawkyard, House of Commons 1509-1558: Personnel, Procedure, Precedent and Change, Chichester, 2016
著者	仲丸, 英起; NAKAMARU, Hideki
引用	年報新入文学(14): 102-111
発行日	2017-12-25

A. Hawkyard, *House of Commons 1509-1558: Personnel, Procedure, Precedent and Change*,
Chichester, 2016

仲丸 英起

イングランド（イギリス）が議会制民主主義の発祥の地であるというイメージは、未だに根強いものがある。この神話を補強していたのは、ホイッグ主義とマルクス主義という、二〇世紀前半までのイギリス史研究における二大潮流であった。現在という地点を歴史的に正當化しようとするホイッグ史家にとつて、民意を代表する議会が王権を制約する政治体制は、ピューリタン革命を経て戦い取られたものに他ならなかった。一方で、唯物史観に立つマルクス主義はホイッグ主義とは全く異なる歴史観を信奉していたが、一七世紀中葉の出来事を市民階級が封建体制を打破するブルジョワ革命とみなす以上、やはり議会の国王に対する勝利は自明視された。その結果、双方の立場から当該期の議会と王権の関係について数多くの研究が蓄積されてい

った。

上記の問題関心は、後述するように遡及的に一六世紀後半にも適用され、エリザベス期についての研究も進展した。この時期の議会史は、ホイッグ史家と彼らを批判した修正主義者が最も激しく議論を戦わせた舞台となった。ところが、その直前のミッド・テューダー期に関しては、宗教改革という近世・近代イングランド史を規定してゆく最大の事件が議会制定法によって遂行されていたにもかかわらず、エリザベス期・初期ステュアート朝期ほどには研究の深化をみなかった。その一因としては、後述する史料上の制約も挙げられるが、やはりホイッグ主義・マルクス主義の歴史観の射程にこの時代が入りづらかったのが最大の要因であったといえる。

昨年議会史の専門学術誌 *Parliamentary History* の別冊として出版された、A・ホークヤード『下院 一五〇九—一五五八年——成員・議事手続・慣例・変化』⁽¹⁾ は、こうした研究史の流れを大きく転換させる可能性を秘めている。著者は、尚古協会および王立歴史学協会のフェローであり、議会史財団によって発行されている選挙区・議員デ

「データベースシリーズである『議会史——下院 一五〇九—一五五八年』⁽²⁾の共編者と研究助手を務めた経歴を持つ。本稿では、本書が有する意義と問題点について概観してみたい。

さて、後に指摘する問題点と関連するが、本書の各章の内容を限られた紙幅で簡潔に整理するのは困難である。ここでは、目次を供覧に付すことで内容紹介に代えたい。「」内は訳出に当たつての評者による補足である。

はじめに

第一章 選挙と選挙慣行

議会の召集

回状

回状以外の国王・顧問官の書簡

「議員の」指名

選挙運動

選挙に関する法

議員選出権の付与と剥奪

州における選挙

州同格都市における選挙

主教座都市・自治都市・一般都市における選挙
州同格都市・主教座都市・自治都市・一般都市における有権者

主教座都市・自治都市・一般都市と領主支配権
州長官とその他の選挙管理官

選出報告書・当選証書と作成期日

当選証書における立会人一覧

選出報告書・当選証書・期日の改変

偽造された選出報告書

決定が覆されたもしくは取り消された選挙

議院への集合・選挙告示状の受領・氏名の点呼

国王書記官作成の公式名簿

議員選出に関する委員会

補欠選挙

第二章 議員

政治的統一

下院議員数

議員の素性

ナイトとナイトへの叙爵

貴族位の叙爵

貴族との結び付き

教育

著述家と翻訳家

議員の個人的な備忘録・記録・記憶

国王顧問官と枢密顧問官

宮内官

その他の国王官職者

陸海軍での経験

聖職行政官・聖堂参事会員・牧師

法律家

商人・製造業者・交易商人

州行政における経験

都市行政における経験

宗教

教会不動産の取得

不幸と悪評

宿泊と食事

衣服と装飾品

サーヴァントと随行者

手当

「議員による」描写

第三章 構成

議場

議事の時間帯

休会

休会時の手続

座席と位階

議長

下院の職員

下院の記録

第四章 会期中の下院

議会の開会

議長の請願

一 議長が君主と面会する自由

二 議長による君主への謝罪

三 発言の自由

四 不逮捕特権

法廷としての下院

議事内容についての議論と外部への報告

「議員の」出席

外部からの干渉

訪問者

貴族院との協議

議会外の行事への議員の出席

国王の同意

議会の閉会

「議員の」出立

第五章 立法

請願と法案の準備

法案を先議する議院

法案審議手続

議員と選挙区の関心

演説

議論と反対意見

議場仕切り内の請願者・助言者・被告人

議員への影響

委員会

「法案の」修正と清書

投票——拍手と採決

法案の貴族院への送達

特別税法案の貴族院からの回収

付録

一 議会の期日

二 一五五三年九月議会

三 フィリップ国王

四 新議席

五 補欠選挙

六 「HPTへの」議員とその氏名の追加

七 議員に関する私的制定法

八 制定法中で選挙区に対して付加された条件

九 制定法中で議員に対して付加された条件

前述したように、ミッド・テューダー期の議会については研究が手薄な状況が続いてきた。近世イングランド議会史を創始したA・ポラードはテューダー朝議会の通史を著したが、一次史料を本格的に利用していたわけではなかった。⁽³⁾その後ホイッグ主義の側からは、J・E・ニールによるエリザベス期の、W・ノートステインによる初期ステュアート朝期の、それぞれ非常に強い影響力を有した一連の業績が著されるが、これらに匹敵するものをテューダー朝前期に見出すことはできない。⁽⁴⁾一九七〇年代以降になると、宗教改革に関わる政策を実施してゆくにあたり、

寵臣トマス・クロムウェルの下に中央部局・指揮命令系統が再編されたことで、イングランドはヘンリ八世期に近代的官僚制に移行したとするテューダー行政革命論を唱えていたG・R・エルトンが、ホイッグ史観を批判する修正主義を先導して行くことになる。⁽⁵⁾ エルトンによれば、議

会は国王と対立していたのではなく、むしろ協力して政策を推進していったのである。そして議会内部で主導権を握っていたのは、下院ではなく貴族院であった。エルトンに続き、他の論者も修正主義の立場からミッド・テューダー期の議会についての研究を進めていった。S・E・リームバーグは、宗教改革期以降のヘンリ八世期議会を検討し、議事手続と貴族院の重要性を指摘した。⁽⁶⁾ M・A・R・グレイヴズは、エドワード六世期とメアリ一世期を考察し、議事運営の効率性で下院より勝っていた貴族院の優位性を強調した。⁽⁷⁾ J・ローチは、下院議席の創設や選挙干渉などの方法で、王権が下院を統制しようと試みていた状況を明らかにした。⁽⁸⁾

以上のように、修正主義者は王権・貴族院に能動性を、下院に受動性をみることで、ホイッグ史観・マルクス主義史観の単線的な歴史理解を打破しようと試みた。こうした批判には一定の有効性が認められるが、他方で下院がそれ

自体として独立の分析対象とされない、という弊害を生み出すことにもつながった。また、下院議事録は一五四七年以降しか残存しておらず、一五二九年を除き一五三九年以前の公式の議員当選証書が失われているという、史料上の問題も研究の進展を阻む要因であった。

しかし本書の著者であるホークヤードは、こうした史料上の制約を理由としてミッド・テューダー期の議会下院を研究してこなかったこれまでの歴史家を批判する。「後の世紀で下院を専門とする研究者は多様で広大な領域に及ぶ史料が利用可能なのに対し、一五五八年以前のテューダー朝議會を調査しようとする者は、必ず史料の不足に遭遇することになる。この時代の史料は不揃いの断片のように思われることが多く、その正確なニュアンスを解釈するのは一見すると不可能なように思われる。……『ボラード』以外の人々は、知的欲求と勇気を欠いていた。彼らは、単に下院と貴族院との関係のみを、また時には議会の構成のみを、さらには聖職議會とのつながりのみを考察することで、問題を回避してきたのである。」⁽⁹⁾ さらにホイッグ史家・修正主義者に共通する解釈の問題点を指摘する。「二〇世紀において近世議會の研究を専門とした一連の研究者である、ウォレス・ノートステイン、サー・ジョン・ニール、

サー・ジェフリ・エルトンによつて代表されるこの偉大な伝統は、古典的にはエルトンの『テューダー朝の国制』⁽¹⁰⁾において純化された形で表れている。この大家の習作は、全期間に適用されうる一般的な解釈による統合が可能であるという前提に立っている。この図式にきちんと当てはまらない厄介な事実は、顧みられも注目されもせずにやり過ごされ、重要な亀裂はまるで存在していなかったかのように覆い隠された。……ノートステイン、ニール、エルトンはいずれも、証拠を批判的に検討すれば必ずしも維持できない解釈を繰り返し公表してきたのである。⁽¹¹⁾したがつて本書における著者の目的は、エリザベス期以降に焦点が置かれてきた近世下院研究の均衡を、二次文献の利用によつてではなく、その残存状況が断片的であるとしても、一次史料にもとづいた叙述によつて回復することにおかれる。こうした「下院に関連するあらゆる種類の史料を検討し評価するという困難な作業こそが、より大きな成果を生み出す。」その作業は「多くの問題を含んではいるが、大きな政治的、宗教的動乱と変化の時期におけるこの機関について、何らかの像は確実に再構築しうるのである。」⁽¹²⁾

目次からも読み取れるように、本論においては同時代の選挙、議員、議事手続の規則と実際の運用、法案審議の過

程について、まさしく破片を拾い集めるように細かな史料を大量に収集し、それらをつなぎ合わせるようにして各項目に関する事実が再構成されてゆく。前述したように、本稿では本書全体を要約することは適わないのだが、その叙述スタイルを示すために、本文から二箇所ほど引用しておく。例えば選挙報告書の改竄については、以下のように叙述される。「一五四二年以降の事例を精査すると、利害に関して複数の際立った特徴が明らかになる。確認されている削除箇所の上に氏名が上書きされている当選証書は、一五四五、一五四七年、一五五三年一〇月、一五五四年一月、一五五五年においては少なからぬ数に上る。一五四五年においては、議会開催の一〇ヶ月の遅れを、この手法によつて王権が自らの利害の代表者を増加させようとしたように思われる。同様のプロセスは一五四七年にも見受けられる。一五五三年秋の一という高い数値は、王位継承危機以降続いていた、不安定な政治状況をほぼ確実に反映している。」⁽¹³⁾ また議員となつた国王役人については、次のように指摘される。「国王役人の一団は、下院において最も重要な集団ではあったが、数において他の議員を圧倒するほどの勢力になつたことはなかった。ヘンリ八世期とエドワード六世期の各議会では、宮廷集団はおそらく七

○人を少し上回る程度であり、彼らは全議員の約五分の一を占めていた。メアリ期ではその数は低下し、一五五三年一〇月に二七人、一五五四年四月に二八人、一五五四年一月に三一人、一五五五年に二八人、一五五八年に二四人となつてゐる。この事實は、女王が議會にほとんど関心を抱いていなかった証拠とみなすこともできる。(明らかにそうではなかったが。)しかしより妥当性のある説明は、女王の即位によつて宮廷の構成が變化したという点に求められる。彼女が女性であつたという單純な理由によつて、メアリは宮廷内の男性たちと父や弟と同程度に接してゐたわけではなかつたのである。」⁽¹⁴⁾

ここで挙げた例からも看取されるように、これまでの論者が必ずしも十分には確認してゐなかつた事實について具體的な数値を提示するなど、著者が同時代の議會に關して最も綿密な調査を行つてゐるのは間違ひない。その結果、今まで知られてゐなかつた重要な事實が数多く明らかとなつた。例えば選挙に關する第一章では、国王名の回状や組織としての枢密院ないし枢密顧問官個人から書簡が各地に發送されてゐたこと、また各政府部局や貴族・ジェントリらによる議員指名および当選證書の改竄が行われてゐたことなどが確認され、同時代における選挙干渉の存在が明確

に裏付けられてゐる。他方で、議員はより權威の高い選挙区からの当選を目指してゐたこと、中小の選挙区は議員に對する日当の支払免除と引き替えにパトロンによる指名權を認めてゐたことなど、各々のアクターが固有の論理にもとづいて選挙および議員という地位を認識してゐたことが指摘されてゐる。このようにして著者は、斷片的ではあつても多数の史料を事項ごとに逐一参照することで、同時代の議會のメカニズムをある程度立体的に描き出すことにはたしかに成功してゐる。史料にもとづいて基礎的な事實を確定させるのは歴史學における最も基本的な手順であり、この作業を怠れば歴史家の一方的な解釈の肥大化を招く危険性が高まる。この点において著者が本書で行つた個々の事項についての丹念な追跡と未知の事實の解明は、それ自体大きな意義を有しているといえるだろう。

だが他方で、上記のような微細な事實への拘泥は、本書の叙述からダイナミズムを失わせてゐる感が否めない。前述したように、著者はノートステイン、ニール、エルトンの先學が史料に照らせば支持し得ない解釈を押し出してゐた点を批判し、「あらゆる種類の史料を検討し評價すれば」「何らかの像は確實に再構築しうる」と主張してゐる。しかし、各項目についての事實の確認はなされても、その

事実が同時代のコンテクストにおいてどのような意味を有するののかについては記述されておらず、各章で小括がなされたり全体の結論が導かれたりしているわけでもない。これまでのホイッグ史観・修正主義の解釈を代替するような歴史像は、最後まで打ち出されることはないのである。上述した選挙に関して問われるべきは、政府の方針が大きく揺れ動く中で、議員たちは議席を維持しようとしたのか、またそれはどのような手段によつてであつたのか、さらに外部権力による選挙干渉が行われたとして、各選挙区はそれにどのように対応し、そうした戦術はどの程度効果を発揮したのか、といった問題になるはずである。よりメタレベルにおいては、度重なる王権による宗教政策の変更と、同時並行的に進行した行政システム改革の中で、国制における議会の位置づけ、また国王・貴族院と下院との関係はどのように変化し、それらはエリザベス期以降の議会政治にどのような面で影響を与えているか、といった問題が挙げられよう。個々の事実から出発するのは当然として、このような大きな枠組みを描き出すのが歴史学の最終的な目的であるはずだが、著者にはそうした視点が欠けている。結局、ニール、ノートステイン、エルトンが描き出した議会像に、本稿の知見がどのような点で修正を迫りうるの

かは不明なままに留まってしまっているのである。

とはいえ、いわゆるアカデミックな歴史学者ではない著者に、そこまでを要求するのは過重な期待であろう。まず一種の空白地帯であつたミッド・テューダー期の議会について、初めて本格的な事実整理を行ったその労を多とし、この基礎作業にもとづく新たな研究が進展するのを心待ちにしたい。

(なかまる ひでき・北海学園大学人文学部准教授)

- (1) 三十一 Hawkyard, *House of Commons* 三十一 三〇⁹
- (2) S. T. Bindoff (ed.), *The History of Parliament: The House of Commons, 1509-1558*, London, 1982 (三十一 HPT 三十一 三二).
- (3) A. F. Pollard, *The Evolution of Parliament*, London, 1926.
- (4) J. E. Neale, *The Elizabethan House of Commons*, London, 1949; W. Notestein, 'The Winning of the Initiative by the House of Commons', *Proceedings of the British Academy*, 11, 1924.
- (5) G. R. Elton, *The Tudor Revolution in Government: Administrative Change in the Reign of Henry VIII*, Cambridge, 1953; Id., 'Tudor Government: The Points of Contact. I, The Parliament', *Transaction of the Royal Historical Society*, 5th ser., 24, 1974; Id., 'Studying the History of Parliament' and 'The Body of Whole Realm': Parliament and Representation in Medieval and Tudor Government' in Id., *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government*, vol. 2, Cambridge, 1974; Id., *The Tudor Constitution: Documents and Commentary*, 2nd edition, Cambridge, 1982.
- (6) S. E. Lehmberg, *The Reformation Parliament, 1529-1536*, Cambridge, 1970; Id., *The Later Parliament of Henry VIII, 1536-1547*, Cambridge, 1977.
- (7) M. A. R. Graves, *The House of Lords in the Parliaments of Edward VI and Mary I: An institutional Study*, Cambridge, 1981; Id., *The Tudor Parliaments: Crown, Lords and Commons, 1485-1603*, London, 1985; Id., *Early Tudor Parliaments 1485-1558*, London, 1990.
- (8) J. Loach, 'Parliament: A "New Air"?', in C. H. D. Coleman and D. R. Starkey (eds.), *Revolution Reassessed: Revisions in the History of Tudor Government and Administration*, Oxford, 1986; Id., *Parliament and the Crown in the Reign of Mary Tudor*, Oxford, 1986; Id., *Parliament under the Tudors*, Oxford, 1991.
- (9) Hawkyard, *House of Common*, pp. 1-2.
- (10) Elton, *Tudor Constitution*.
- (11) Hawkyard, *House of Common*, p. 7.
- (12) Hawkyard, *House of Common*, p. 2.
- (13) Hawkyard, *House of Common*, p. 85.
- (14) Hawkyard, *House of Common*, p. 138.

